

議案第1号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成28年2月8日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

別紙

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令案

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(事後措置) 第27条 教育長は、次の表の左欄に掲げる健康管理区分の適用を受ける職員に対し、それぞれ当該右欄に定める措置をとるものとする。		(事後措置) 第27条 教育長は、次の表の左欄に掲げる健康管理区分の適用を受ける職員に対し、それぞれ当該右欄に定める措置をとるものとする。	
健康管理区分	措置内容	健康管理区分	措置内容
勤務面	略	勤務面	略
B	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外における勤務で深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張（ <u>短期又は近距離のものを除く。以下同じ。</u> ）をさせない。	B	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外における勤務で深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	略		略
	略		略

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。